

- ・歴史的な雰囲気と調和した落ち着いたデザインとし、原色などの目立つ色彩を控える。
- ・自然素材又は自然に近い落ち着いた色彩の素材を積極的に使用する。
- ・大國魂神社や社寺、ほこら等の近くでは、屋根や細部の形態、デザインを歴史・文化的資源と調和させる。
- ・後背地を始めとする周辺からもけやき並木が見えるよう、建物の分棟化又はスリットの確保を行う。
- ・原則として商業施設を設置し、にぎわいの連続性の確保に努める。
- ・1階部分のシャッターは透過型とし、閉店後も一定時間は建物内部や外部の照明を灯す。
- ・屋外設備や施設は、駅や人工地盤、建物の上階等、多様な視点からの見え方に配慮し、修景する。
- ・けやき並木の健全な育成のため、原則として地下室を設置しないこととし、地下構造物は最小限とする。
- ・けやき並木側に車の出入口及び駐車場を設置しない。

施策9 大國魂神社やけやき並木と調和する中心市街地の景観をつくる。

- 「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」では、大國魂神社・馬場大門のケヤキ並木と府中駅を中心として、周辺の業務施設や公共公益施設と一体となって景観をつくりだしており、公開空地の確保や緑化の促進、沿道建築物の地下を含む壁面後退、建物の高さや色彩、用途等を適切に誘導します。

■「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」における景観形成方針・景観形成基準（72ページから76ページより抜粋）

【景観形成の目標】

- 駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔としての風格のある空間づくりを進めます。
- 大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木などの景観資源を活用し、親しみがあり、愛着と魅力を感じるまち並みを形成します。
- 府中駅を中心とした商業・業務拠点地区にふさわしい、活力と利便性の高い景観づくりを進めます。
- 観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。

【景観形成方針】（景観法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針）

大國魂神社とけやき並木は府中のシンボルであり、周辺には国史跡武蔵国府跡などの大変重要な歴史的資源があります。これらの資源をいかした府中駅周辺の景観づくりを進めます。

府中駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。

ア ケヤキ並木との調和

- ・ けやき並木を保全するために、けやき並木通り沿道の建物の高さを抑え、壁面を後退します。
- ・ 原色などの目立つ色彩の壁面や広告物・看板を控えます。

イ 大國魂神社と調和した落ち着いた雰囲気育てる

- ・ 原色などの目立つ色彩の壁面や広告物・看板を控えます。
- ・ 落ち着いたきのある建物デザインとします。

ウ 商業地のにぎわいを連続させる

- ・ 壁面の位置や軒高をそろえます。
- ・ 住宅の場合も、建物の低層部は商業施設を誘導します。
- ・ 駐車場は、地下式や建物内に組み込む等、目立たないように工夫します。
- ・ けやき並木通りのモール化を見据え、路外駐車場を地下駐車場への集約等により、けやき並木通りへの駐車場出入口の設置を抑制します。
- ・ ごみ置場等は、目立たない位置に配置し、又は植栽などにより修景します。

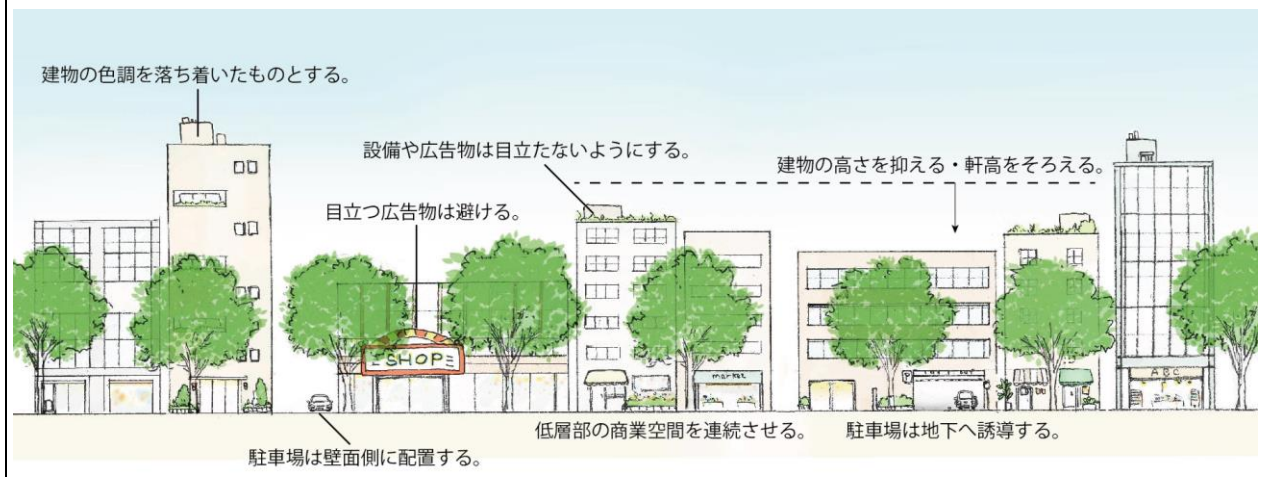
エ 風格あるまち並みをつくりだす

- ・ 建物の色調を落ち着いたものとします。
- ・ 目立つような高い位置に広告物を設けないようにします。
- ・ 壁面を後退してゆとりある歩行空間を確保します。

オ 周囲のまち並みとの調和

- ・ 隣り合う開発地や近隣の建物のデザインや色調を調和させます。

■景観形成基準のイメージ



- 市民活動団体や民間事業者によるけやき並木の清掃活動などを促進するとともに、けやき並木通りの美しく風格のある景観にふさわしい、屋外広告物や色彩等の誘導に取り組みます。
- けやき並木沿道は、地域住民や沿道の民間事業者と連携して、歩行者中心の魅力ある通りを形成し、くらやみ祭り等の大國魂神社の祭礼や各種のイベント利用も想定した、居心地が良く、歩きたくなる空間づくりを進めます。
- けやき並木の保護や風格のある魅力的な景観を保全・創出する観点から、夜間の照明の在り方や、輝度の高い大型ビジョン、デジタルサイネージの設置の在り方について検討します。

■滞在快適性等向上区域や歩行者利便増進道路制度等を活用した、けやき並木通り等における「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりの促進

車道の一部広場化や店舗軒先のオープンスペース化等、人々の交流・滞在空間をまちなかに創出することで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するよう、令和2年に都市再生特別措置法が改正されました。この改正により、道路空間等における「滞在快適性等向上区域」の指定や、当該区域内の土地所有者等の取組と一体となって交流・滞在空間を創出する、「一体型滞在快適性等向上事業」の制度が創設されました。

また、道路法の改正により、「歩行者利便増進道路制度」が創設され、歩きやすい道路構造の見直しや、にぎわい活動のための道路の占用許可の特例制度が活用できるようになりました。

こうした新しい制度も有効に活用できるよう、都市再生推進法人や地域住民等と連携した上で、けやき並木通り周辺における都市再生整備計画を策定し、けやき並木通り沿道における景観形成基準等に即するとともに、けやき並木通り沿道の魅力とゆとりのある景観形成を推進します。

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に(通行区間とは別に)歩行者の滞留・にぎわい空間を整備することが可能
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路を占有・使用

施策 10 国史跡武蔵国府跡などの歴史的資源を保全・活用する。

- 府中駅・府中本町駅周辺に集積する国史跡武蔵国府跡などの歴史的資源を可能な限り保全し、景観資源としてネットワーク形成に努め、地域観光と連携し、歩きたくなる景観を形成します。
- 高い容積率が指定され、建物の高層化が進むけやき並木沿道や旧甲州街道沿道において、歴史的なたたずまいの保全・再現と高度な土地利用が両立するよう、専門家への相談や助言等により、旧街道にふさわしい景観の在り方を検討します。
- 府中本町駅前のにぎわいと魅力ある空間の両立を目指して、国史跡武蔵国府跡の保存・活用を図ります。

■基本方針5 歴史や文化をいかした個性ある景観形成

史跡や寺社等の歴史的景観、古道や街道沿いの屋敷林や道標、ほこら等、歴史の趣ある景観資源が随所に残されています。また、地域の行事・祭り等、伝統的な行事が現代にも継承され、府中や地域の文化をつくりあげてきました。

これらの地域の歴史や文化を伝える文化財、伝統行事等の風景が、地域に与える価値を再認識し、景観資源として積極的に保全・活用していく取組を進めます。

また、眺望や生活風景は、地域に愛着を持つ重要な要素となっていることから、地域住民が地域の埋もれた資源を積極的に掘り起こす機会づくり、地域の個性や魅力を実感できる景観づくりを進めます。

施策 11 地域の歴史や文化を保全・活用する。

- 遺跡や史跡、寺社等の歴史的な建造物、屋敷林、大木・希少樹等、地域の景観を特徴付ける景観資源を適切に保全するとともに、積極的に活用することによって、市民の景観資源への理解と認知を広め、次世代に継承します。
- 各地域で行われている祭りや伝統的・文化的行事、その風景を保全・継承していくため、地域の歴史や文化の学習活動、保全活動など、市民の主体的な活動を支援します。
- 史跡や寺社等の歴史的建造物等の景観資源が地域で引き立つよう、周辺の建築物や屋外広告物の配置や色彩・形態、緑化等に配慮します。

■歴史的建造物周辺における景観誘導

本市には、国史跡武蔵国府跡や国史跡武蔵府中熊野神社古墳を始めとする史跡や歴史的建造物等の文化財が数多くあり、これらのうち下表の建造物等は、指定文化財等として保存されています。こうした文化財等を、歴史的景観資源として将来にわたり保全するとともに、地域のシンボルとして活用します。

そのため、府中市景観ガイドラインに基づき、周辺の建築物等においても、資源の景観特性や地域特性をいかした歴史的、文化的景観への配慮を誘導します。

なお、東京都では、歴史的な価値のある建造物のうち、景観上重要なものとして「東京都選定歴史的建造物」（東京都景観条例第22条）を選定し、保存を図っています。また、東京都選定歴史的建造物や文化財、庭園等のうち、これらを含む周辺の良好な景観形成に特に重大な影響を与えるものを「特に景観上重要な歴史的建造物等」（東京都景観条例第32条）に定めることで、その周辺で行われる建築行為等に対して、景観形成を誘導しており、こうした東京都の取組との連携を図ります。

【国指定文化財】

名 称	所在地	所有者	指定年	文化財種類
★馬場大門のケヤキ並木	宮町・宮西町他	大國魂神社他	T13	天然記念物
★武蔵国分寺跡	栄町3	東京都他	H17	史跡
★武蔵府中熊野神社古墳	西府町2	府中市、熊野神社	H17	史跡
★武蔵国府跡	宮町2・3 本町1	府中市、大國魂神社 府中市	H21 H23 (追加)	史跡

【国登録有形文化財】

名 称	所在地	所有者（管理者）	指定年	文化財種類
★東京農工大学農学部本館	幸町3	国（東京農工大学）	H12	登録有形文化財

【都指定文化財】

名 称	所在地	所有者（管理者）	指定年	文化財種類
分倍河原古戦場	分梅町2	民有地（府中市）	T8	旧跡
★府中高札場	宮西町5	大國魂神社	S4	旧跡
井田是政墓	日吉町1	個人	S4	旧跡
人見原古戦場	浅間山周辺	なし	S11	旧跡
浅野長政隠棲の跡	白糸台5	個人	S12	旧跡
川崎定孝墓	押立町4	個人	S12	旧跡
木曾源太郎墓	片町2	高安寺	S14	旧跡
依田伊織墓	本町1	善明寺	S14	旧跡
西園寺実満墓	本町1	善明寺	S14	旧跡
★大國魂神社本殿	宮町3	大國魂神社	S37	有形文化財
旧府中町役場庁舎	南町6	府中市（郷土の森博物館）	S62	有形文化財
旧三岡家長屋門	南町6	府中市（郷土の森博物館）	H7	有形文化財
三千人塚	矢崎町2	府中市	H17	史跡

【市指定文化財】

名 称	所在地	所有者（管理者）	指定年	文化財種類
野村瓜洲の墓	片町2	高安寺	S34	史跡
大國魂神社境内樹木の一部	宮町3	大國魂神社	S36	天然記念物
高林吉利の墓	片町2	高安寺	S45	旧跡
大國魂神社鼓楼	宮町3	大國魂神社	S56	有形文化財
旧河内家住宅	南町6	府中市（郷土の森博物館）	S58	有形文化財
甲州街道常久一里塚跡	清水が丘3	府中市	S59	史跡
甲州街道本宿一里塚跡	日新町1	民有地	S59	史跡
矢島稲荷の大ケヤキ	宮西町4	個人	S61	天然記念物
★高安寺観音堂	片町2	高安寺	H2	有形文化財
★高倉塚古墳	分梅町1	府中市	H13	史跡
★御嶽塚	西府町1	府中市	H16	史跡
★熊野神社本殿・拝殿	西府町2	熊野神社	H20	有形文化財
旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕	白糸台2	府中市	H20	史跡
★大國魂神社東照宮本殿	宮町3	大國魂神社	H26	有形文化財
内藤家住宅	美好町3	個人	R4	有形文化財

※ ★：府中市景観ガイドラインで位置付けられた歴史的景観資源

【府中市景観ガイドラインで位置付ける歴史的景観資源】

分 類	歴史的景観資源
「点」的資源 タイプ	▲高安寺（本堂・山門・鐘楼） △高安寺観音堂 ▲東郷寺山門 ・高倉塚古墳 ・府中高札場 ・御嶽塚 ・国史跡武蔵国分寺参道口跡
「線」的資源 タイプ	・旧甲州街道 ・人見街道
「面」的資源 タイプ	・大國魂神社（△本殿、▲東照宮本殿） ・国史跡武蔵国府跡（国衙地区・国司館地区） ・武蔵府中熊野神社（本殿・拝殿・古墳） △東京農工大学農学部本館 △馬場大門のケヤキ並木

※ ▲：東京都景観条例第22条第1項に基づく「東京都選定歴史的建造物」に選定された建造物

△：東京都景観計画において「景観重要建造物」に指定された建造物



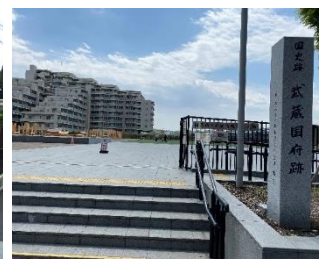
■高安寺山門



■東郷寺山門

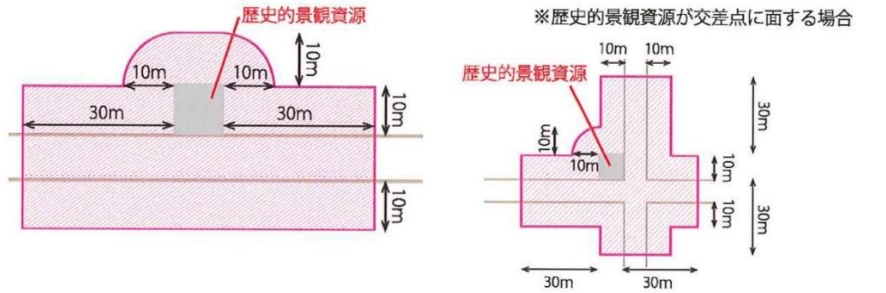
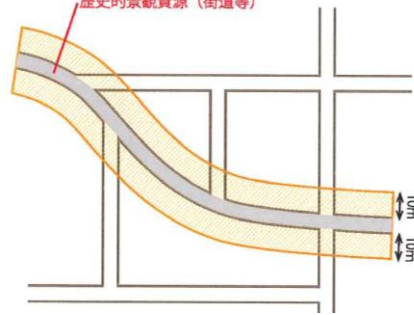
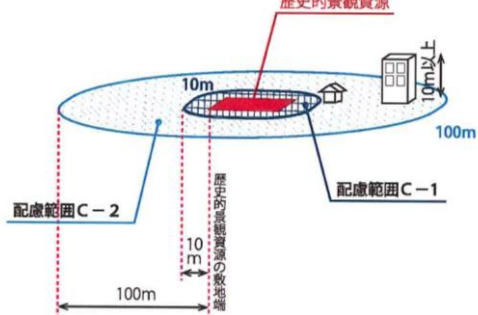


■武蔵国府跡（国衙地区）



■武蔵国府跡（国司館地区）

【景観誘導対象範囲】

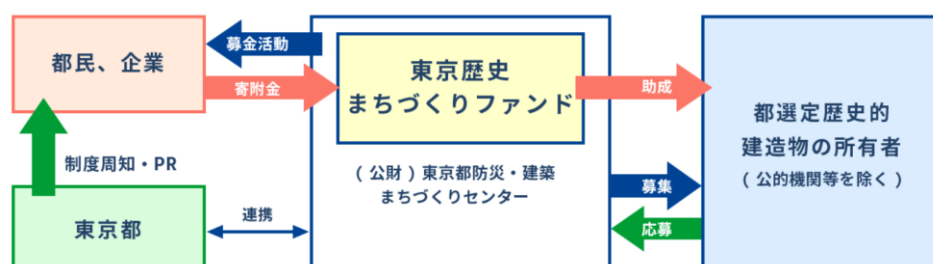
「点」的資源タイプ	・歴史的景観資源から幅 10 メートルの範囲及び歴史的景観資源が面する道路沿いで歴史的景観資源から 30 メートル、道路端から幅 10 メートルの範囲に掛かる建築物・工作物・外構・道路等 
「線」的資源タイプ	・線的に連続する歴史的景観資源の端から幅 10 メートルの範囲に掛かる建築物・工作物・外構・道路等 
「面」的資源タイプ	・歴史的景観資源の敷地端から幅 10 メートルの範囲に掛かる建築物・工作物・外構・道路等【配慮範囲 C-1】 ・歴史的景観資源から 10 メートル～100 メートル以内の高さ 10 メートル以上の建築物等【配慮範囲 C-2】 

■ 景観まちづくり基金による保全・活動の支援の考え方

歴史的建造物等の保全・活用を行うための修費費等に係る助成制度等の安定的な運用を図るため、市民や企業などから寄付を募り、景観まちづくりのための基金を積み立てる制度について検討を進めます。また、景観重要建造物や景観重要樹木の保全・活用に係る経費の支援を図るファンドや、専門家による技術的支援の仕組みなどを検討します。

東京都では、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに、個人や法人からの寄付、東京都からの補助及び財団法人民間都市開発推進機構からの資金を活用して、「東京歴史まちづくりファンド」を設立し、都選定歴史的建造物の所有者に対して建造物の保存に要する経費の一部を助成することで、都選定歴史的建造物の保存や修復を支援しています。

■ 東京歴史まちづくりファンドの仕組み



施策 12 地域の資源をいかした身近な景観を育成する。

- 景観賞、府中 30 景、府中の名木百選など、市民が愛着を持つ固有の景観資源を発掘し、地域住民への周知や、地域住民が主体となった保全・活用への取組を促進します。
- 屋敷林と土蔵造りの家屋、築地塀や玉石垣、冠大門等、旧甲州街道や人見街道等の街道、古道の面影を残す歴史のたたずまいを保全・活用します。

■ 地域景観資源の保全・活用の考え方

本市では、府中市文化財の保存及び活用に関する条例を定め、武蔵国府跡等の歴史的環境、伝統的環境、有形無形の文化的遺産、その他将来に向けて伝承すべき価値を有する文化財の保存及び活用に努めてきました。そうした文化財以外にも、景観賞で選ばれた府中 30 景など、地域住民によって親しまれ、地域の個性を育んできた身近な景観資源が多く存在します。しかし、地域への愛着が希薄になってきた今日においては、地域に残された貴重な資源が忘れ去られ、気付かぬうちに失われているなど、地域の自然や歴史的な趣を感じることが難しくなりつつあります。

このことから、市民が生活の中で親しみを感じ、大切にしたいと感じている建造物や樹木、まち並み、自然の風景等を、積極的に保全・活用していくために「地域景観資源」として市に推薦・登録する、地域景観資源登録制度などの検討を行います。

■ 地域景観資源の登録制度のイメージ

